

報告第15号

損害賠償の額の決定に係る専決処分の報告について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和7年8月29日

西脇市長 片山 象三

## 1 西脇市専決第7号

事故発生日時	令和7年2月18日 午後2時15分頃
事故発生場所	西脇市和布町地内
相手方	市外法人
原因・状況等	公用車で県道西脇三田線を走行中、道路脇の事業所駐車場から進入してきた相手方車両に接触し、損傷を与えた。 損害額 相手方97,966円、市 209,000円 過失割合 相手方80%、市20%
損害賠償の額	相手方車両修理費 97,966円×20% = 19,593円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和7年6月11日

## 2 西脇市専決第8号

事故発生日時	令和7年3月12日 午後9時30分頃
事故発生場所	西脇市黒田庄町田高地内
相手方	市外男性
原因・状況等	火災現場へ出動中に進入路を誤り、消防自動車を後退させたところ、相手方所有の納屋に接触し、損傷を与えた。 過失割合 相手方0%、市100%
損害賠償の額	相手方納屋修理費 174,900円×100% = 174,900円を賠償する。 その余の請求権の放棄
専決処分した日	令和7年6月18日